

# 平成22年度 消費者庁関係予算及び機構定員要求の概要

平成21年10月 消費者庁

## 【要求のポイント】

消費者庁の22年度予算及び機構定員要求については、「地方消費者政策の強化」「消費者事故情報等の集約・分析・発信機能の強化」「着実な法執行等の推進」を柱に、

- 概算要求額 92.1億円(21年度90.2億円、前年度比2.0%増)×
- 「地方協力課」の創設とともに、定員19名の増員(発足時定員202名)を要求。

※注 要求の増額分のうち、3.6億円は人件費の増加(21年度予算においては10ヶ月分のみの人件費が計上されていることに伴う人件費増等)

## 【主要項目の内訳】

地方消費者政策の強化	消費者事故情報等の集約・分析・発信機能の強化	着実な法執行等の推進
<p><b>3.2億円 (49.5%増)</b></p> <p>○地方消費者行政の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 消費者庁が地域の消費者問題の実情を把握するとともに、きめ細かく地方自治体を支援するため、「地方協力課」を新設、定員11名を増強。</li> <li>— 全国の市町村と消費者庁が悪徳商法や製品事故等に関する懸念情報等をリアルタイムに共有できるネットワークを構築し、消費者を守る体制を強化。</li> </ul> <p>○消費者ホットラインの充実</p> <p>本年9月に一部都道府県で試行的に実施した消費者ホットライン(全国共通の消費者相談電話番号)を全国展開。消費者が気軽に相談できる体制を強化。</p>	<p><b>4.1億円 (96.9%増)</b></p> <p>○消費者事故の原因究明体制の拡充</p> <p>消費者事故の迅速かつ的確な原因究明を可能とするため、試験研究機関・企業など外部の専門機関の活用を拡充。</p> <p>○医療機関とのネットワーク構築</p> <p>消費者安全法により関係機関から通知される消費者事故情報に加え、消費者事故発生時の状況などの詳細情報を収集するため、医療機関とのネットワークを構築。(同種事故の再発防止に関する検討材料とする)</p> <p>○分析結果等の国民への発信体制の強化</p> <p>消費者庁に寄せられる各種情報について一元的に集約・分析の上、消費者への注意喚起等を迅速に行う。</p> <p>○体制の強化</p> <p>定員5名を増強。</p>	<p><b>11.8億円 (20.9%減)</b></p> <p>○厳正な法執行等の推進</p> <p>消費者安全法、景品表示法、JAS法、食品衛生法、特定商取引法、個人情報保護法など消費者庁が所管する法律について、消費者の利益を守るための必要な企画立案及び厳正な法執行を着実に実施。</p> <p>○消費者政策に関する国際連携の推進</p> <p>食品や製品による国境を越えた消費者被害への対応が増加している状況に鑑み、アジア各国などと消費者政策における国際連携を推進。</p>

※注 これらの他、国民生活センター交付金32.0億円、人件費20.4億円、一般行政経費20.5億円を要求。なお、21年度予算には「消費者政策委員会」経費1億円を含む。